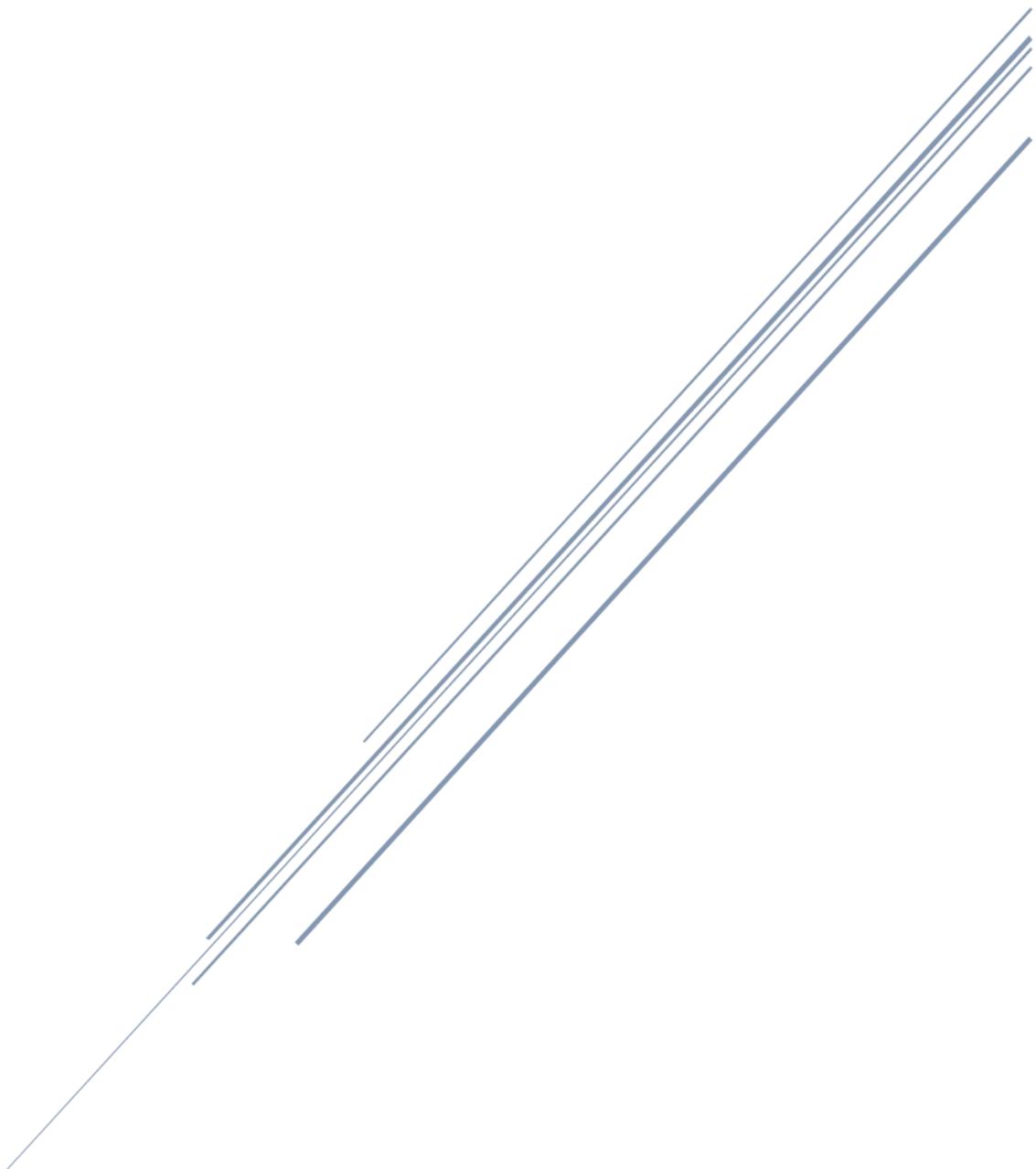


一般社団法人

熊本県臨床工学技士会 定款



目次

一般社団法人定款表紙	1
目次	2
第1章 総則	3
第2章 会員	3
第3章 社員総会	5
第4章 役員	8
第5章 理事会	10
第6章 資産および会計	12
第7章 定款の変更および解散	13
第8章 委員会	13
第9章 事務局	14
第10章 情報公開及び個人情報保護	14
第11章 附則	15

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人熊本県臨床工学技士会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。当法人は理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる

(目的)

第3条 当法人は、臨床工学に関する知識の普及啓発ならびに会員の学術技能の研鑽および倫理の高揚を図り、もって熊本県における福祉、医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学に関する知識の普及啓発に関する事業
- (2) 臨床工学に関する学会、講演会、研究会の開催および参加に関する事業
- (3) 生命維持管理装置の操作および保守点検に関する調査、研究および指導に関する事業
- (4) 各種関係団体および地域、福祉団体への協力に関する事業
- (5) 会誌および会報の発行に関する事業
- (6) 会員の職業倫理の高揚、福利および相互扶助に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「般社団法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条の規定による臨床工学技士の免許を有し本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人、法人、団体または施設
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同する学生（学生とは、学士、高度専門士、専門士課程の学生とする。）

(4) 名誉会員 本会に特に功労があった者または学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た個人

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2. 第12条第4号により退会となった者が再入会する時は、退会時滞納会費を完納することを要する。

3. 他都道府県の臨床工学技士会に加入していた者が、本県に異動し当会へ入会する場合、異動元の事務局より異動の連絡があった場合、入会金を免除する。但し、前会に会費の滞納があった場合は、新規入会とする。

4. 学生会員より正会員へ入会する場合、卒後1年以内に限り、入会金を免除する。

5. 名誉会員は、会長、理事会承認とする。

(入会金及び会費)

第9条 この法人の会員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3. 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

4. 学生会員は、社員総会において別に定める学生会費を納入しなければならない。

5. 名誉会員は、入会金、年会費は不要とする。

(任意退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届けを提出することにより、いつでも退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、当該総会でその会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の名誉を毀損したとき

(2) 当法人の設立主旨に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会員が死亡したとき

(2) 当法人が解散したとき

(3) 正会員が臨床工学技士の資格を失ったとき

(4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(5) 本会の目的に違反し総正会員が同意したとき

(6) 学生会員が学生でなくなったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は、返還しない。

(休会)

第14条 会員は、休会届を提出することにより、会長の承認の上、任意にいつでも休会することができる。

2. 休会の期間を1年とし、再度休会届を提出すれば延長を認める。

3. 休会期間中の会費は必要としない。

4. 休会届提出年度の会費は徴収し、復会年度の会費は免除する。

5. 休会者への郵送物発送は行わない。

6. 休会者は選挙権、投票権ならびに決議権を有さない。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員の選任及び解任

(4) 貸借対照表及び損失計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分の承認

(7) 事業計画及び収支予算

(8) 事業報告及び収支決算

(9) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第18条 定期社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる審議事項を記載した書面での開催請求があつたとき

(開催方法)

第19条 総会の開催方法は、対面を主体とした通常の会議方式のみならず、インターネットを通じたウェブ会議又は電話会議方式（以下「テレビ会議等」とする）を用いることができるものとする。

(招集)

第20条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、18条第2項第2号の規定による請求があつたときはその請求があつた日から30日以内に、臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項およびその理由ならびに日時および場所を示して、開催の日の少なくとも1週間前までには書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 社員総会においては、正会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 公益目的事業を行なうために不可欠な特定の財産の処分

(5) その他法令で定めた事項

3. 本会を解散する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行なう。

4. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第24条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(書面表決・委任)

第25条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員は通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決できる。または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前22条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第26条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 正会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数または理事の氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者および表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨、審議の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および出席した正会員または理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

(社員総会運営)

第28条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会運営に関する細則による。

第4章 役員

(役員の設置等)

第29条 当法人に次の役員を置く。

理事 18名以上20名以内

監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

3. 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3. 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

4. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は当法人を代表し、その職務を執行する。また業務を総括する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に病気、事故等の事由で職務の遂行が不可能なときは、会長が予め定め決めた順位に従い副会長がその職務を代行する。

4. 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する

(2) 当法人の業務及び、財産の状況を監査すること

(3) 理事会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べること

(4) 理事が不正行為を行ない、若しくは当該行為を行なうおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること

(5) 前号の場合において必要であると認めたときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類、その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めたときは、その調査結果を社員総会に報告しなければならない

(7) 理事が当法人の目的以外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害

が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員等の任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結までとし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員のため選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の議決により解任することができる。この場合、当該総会でその役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の決議権3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(2) 心身の故障により、職務執行に堪えられないと認められるとき

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、社員総会の決議により、報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

(顧問・参与・名誉会員)

第36条 当法人に、顧問・参与・名誉会員を置くことができる。

2. 顧問は外部の学識経験者から、理事会の推薦と本人の承諾に基づき、任期を定めた上で会長が委嘱する。

3. 参与は当法人に役員等としての実績があり業務執行に当たり適切な助言を出す事が出来る人として、理事会の推薦と本人の承諾に基づき、任期を定めた上で会長が委嘱する。

4. 名誉会員は、当法人に役員等として永年に渡り貢献した個人に対し、理事会の推薦と本人の承諾に基づき、任期を定めた上で会長が委嘱する。

5. 顧問・参与・名誉会員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

6. 顧問・参与・名誉会員の入会金・年会費は不要とする。

第5章 理事会

(理事会設置)

第37条 当法人は、理事会を設置する。

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、法令及びこの定款に別に規定するものほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項を定める。

(2) 規則及び規定の制定、廃止及び変更に関する事項

(3) 前号のほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第40条 理事会開催は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎月開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号に該当する場合開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である審議事項を記載した書面または電磁的方法により会長に召集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催日とする会長からの理事会招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第32条第5項の規定により、監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(会議方法)

第41条 理事会が用いる検討のための会議方法は、対面を主体とした通常の会議方式のみならず、インターネットを通じたウェブ会議又は電話会議方式（以下「テレビ会議等」とする）を用いることができるものとする。

（招集）

第42条 理事会は、会長が招集する。但し、第40条第3項第3号により理事が招集する場合および同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2. 会長は、第40条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3. 通常理事会を招集するときは、理事会の中で互選された担当者が会長の指示を受けて、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日前日までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

（議長）

第43条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第44条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

（決議）

第45条 理事会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

（決議の省略）

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第47条 役員が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をしなければならない。

（理事会の運営）

第49条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会及び役員等の運営に関する規程による。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第50条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金、会費および賛助会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第51条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経理の支弁)

第52条 本会の経費は、第50条の資産をもって支弁する。

(剰余金の分配の禁止)

第53条 当法人は剰余金を分配することができない。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。

- 2. やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算案に準じ収入および支出をすることができる。
- 3. 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第55条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類を作成し監事の監査を受け、かつ理事会の承認を得て定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属証明書
- (6) 財産目録

- 2. 前項第3号、第4号及び第6号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備

え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれからに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (会計年度)

第56条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第57条 本定款の変更は、理事会の議決を経て、総会において、正会員数の3分の2の同意を得なければならない。

(解散および残余財産の処分)

第58条 本会を解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得て総会の議決を経なければならない。

2. 解散のときに存する残余財産は、社員総会の議決を得て、本会と類似の事業を目的とする目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第59条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2. 委員会の委員は会員及び学術経験者のうちから理事会が選任する。
- 3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第60条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所定の職員を置く。
3. 事務局の職員の任免は、理事会の承諾を得て会長が行う。
4. 事務局長は、理事をもってあてる。
5. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第61条 事務局には、第55条3項に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿並びに履歴書
- (4) 許認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第62条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第64条 本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

(最初の事業年度)

第65条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員)

第66条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 山田佳央

設立時理事 藤井裕

設立時理事 浦田浩史

設立時理事 外口敬作

設立時理事 中村博文

設立時理事 大塚勝二

設立時理事 下條隆史

設立時監事 武澤昌幸

(法令の準拠)

第67条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

令和元年5月14日改定

令和2年5月9日改定

令和4年5月31日改定

令和7年9月1日改定